

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社丸昇建設
代表者及び住所 三重県尾鷲市倉ノ谷町26-21
代表取締役 小倉 眞左美
2. 指名停止措置期間 : 令和5年3月29日から令和5年7月28日まで(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社丸昇建設の元代表取締役は、中部地方整備局発注の工事にかかる一般競争入札を巡り、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の疑いで令和5年2月14日に逮捕され、令和5年3月7日入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の罪で起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社丸昇建設の元代表取締役が入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の疑いで逮捕され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第11号(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第11号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)

11 国土交通省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司(内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至(内線 2512)